

令和8年度

富山市立杉原小学校  
いじめ防止基本方針

富山市立杉原小学校

# 目 次

1	本校いじめ防止基本方針について	1
(1)	いじめ防止等の対策の基本理念	1
(2)	いじめの定義	1
(3)	いじめ防止等の対策の責務	1
(4)	いじめの理解	1
2	いじめ防止等の対策の基本的な取り組み	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめの対応	3
3	いじめ問題等への対策の本校の取り組み	5
(1)	本校の実態	5
(2)	本校の課題	5
(3)	いじめの防止等の対策のための学校組織	5
4	重大事態への対処について	9
(1)	重大事態とは	9
(2)	重大事態の対応についての留意事項	10

## 1 本校いじめ防止基本方針について

### (1) いじめ防止等の対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立杉原小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) いじめの定義

(定義)

#### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめ防止等の対策の責務

学校及び学校の教職員は、法第3条の基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関の連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の子供がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処していきます。

保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子供がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努める必要があります。

また、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要があります。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める必要があります。

### (4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、子供が入れ替わり、加害者にも被者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、「観衆」としていじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする存在や、その周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

## 2 いじめ防止等の対策の基本的な取り組み

### (1) いじめの防止

- ・全ての教育活動を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」心情と態度を育てるよう努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめ加害行為の抑止を図ります。
- ・道徳教育や人権教育、いのちの教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ・「分かる」「できる」を実感できる授業づくり、「楽しい」と感じ充実できる行事や教育活動の展開に努め、自分も認めてもらっている、自分も大切にされているという自己有用感のもてる集団づくりを目指します。
- ・いじめの問題をはじめ、望ましい集団活動を通して集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする、自主的・実践的な態度を育てるような学級活動、児童会活動の活性化を推進していきます。
- ・インターネット等の情報手段の使用に当たり、よりよいコミュニケーションや人間関係が図れるよう情報モラル教育を推進します。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ・学校として特に配慮が必要な子供については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行っていきます。
- ・教職員の言動が子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期

的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照 P 8【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、子供の言動や表情を細かく観察することや子供に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている子供は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、子供が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・いじめられている子供にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、教育相談や個人面談、家庭訪問等を通して、アンテナを高くし、子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室、スクールカウンセラー等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた子供、いじめを知らせた子供の安全を確保するとともに、校内の「いじめ対策委員会」が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し適切・適時に調査や協議等を行います。
- ・「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めます。
- ・いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校

- の見守り等を行い、当該児童の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる児童に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
  - ・ いじめられている子供といじめを行ったとされる子供それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
  - ・ 子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
  - ・ 学校は、いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
  - ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
    - ア 「絶対に守る」ことを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、授業中だけでなく、休み時間や下校時等にもいじめられた子供の安全を確保します。
    - イ 場合に依じて、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じます。
    - ウ いじめられていた子供が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラー等、専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
  - ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
    - ア いじめを行っていた子供が、健全な活動目標を自ら見付けられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
    - イ いじめの事実を伝え保護者の理解を得て、指導の協力をお願いします。そして、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
    - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
    - エ 学級集会や学年・全校集会を実施し、全体への指導を行います。
    - オ いじめの背景にも目を向けて、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
    - カ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
  - ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担するこ

とであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

### 3 いじめ問題等への対策の本校の取り組み

#### (1) 本校の実態

- ・ 明るく素直で、決められたことを守ろうとしますが、自己の行動を選択したり、決定したりする力を育てる必要があります。また、保育所から中学校まで転出入が少ないため、気心が知れている反面、友達関係やお互いの見方が固定化しやすい、ささいなトラブルを引きずってしまうなど気がかりな面もあります。
- ・ 令和7年度には、嫌なことを言われたりされたりするからかい、警察との連携を必要とするいじめが、本人や保護者からの訴え、担任の気付きにより明らかになりました。

#### (2) 本校の課題

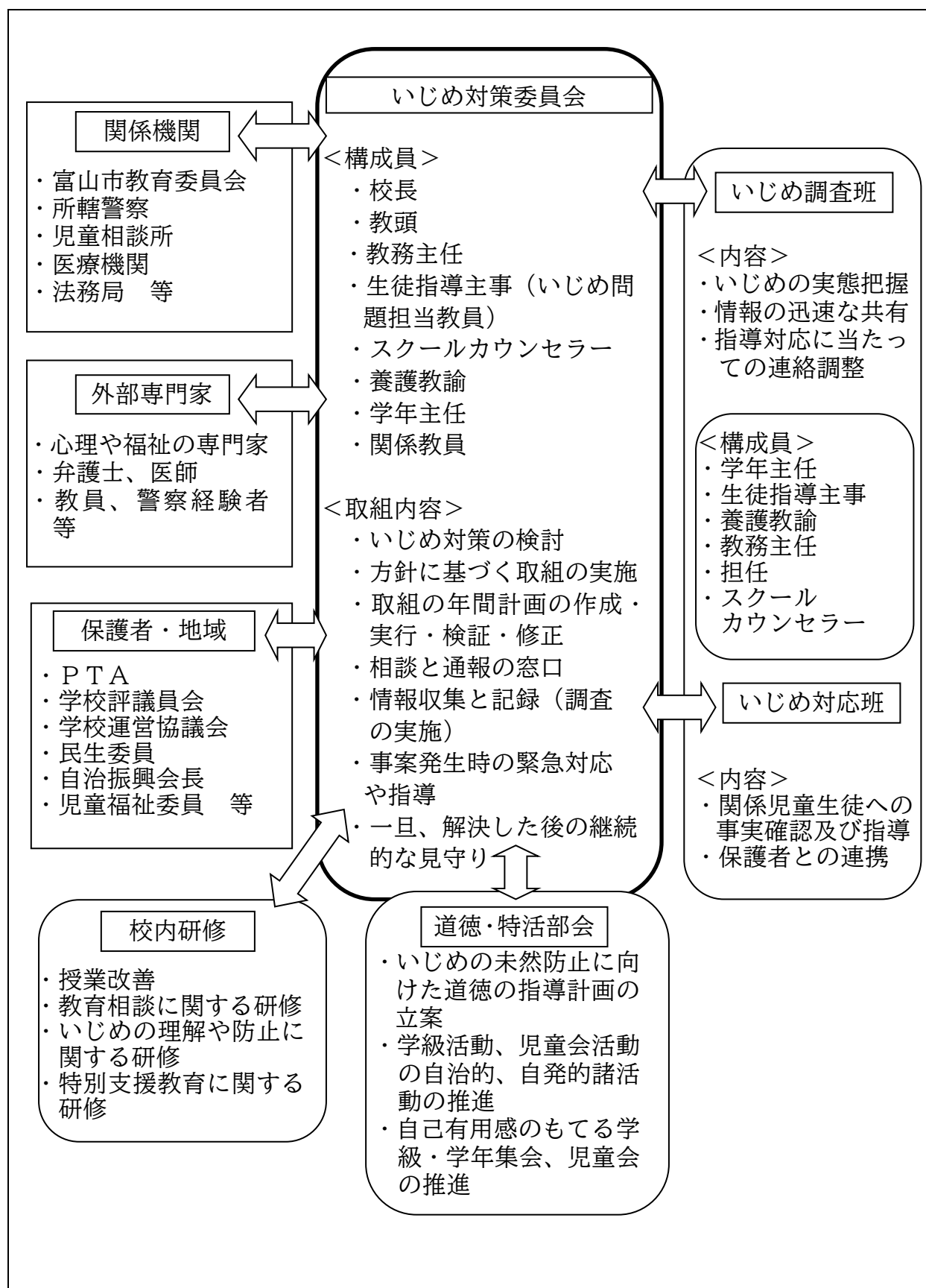
- ・ 中学年から認知される傾向があるので、低学年の段階から早期発見・早期対応に努める必要があります。
- ・ 全国的にネットトラブルが急増しています。本校でも、令和7年度にはクロムブック上でのやり取りにおけるいじめも発生しました。また、低学年からオンラインゲームを行い、オンラインゲーム内での暴言からトラブルに発展した事実もありました。また、高学年では、オンラインゲームをしたり、SNSを利用したりする子供が急増している事実から、ネットトラブルに巻き込まれる恐れが十分にあります。学年の発達段階に応じた指導をしっかりと行う必要があります。
- ・ 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意する、規範意識を高める、お互いの違いを認め合える集団をつくる、自分で判断し行動する積極性を育む、個別の支援を必要とする子供の指導に取り組むなど、十分に留意した教育活動に努めていく必要があります。

#### (3) いじめの防止等の対策のための学校組織

- ・ 学校におけるいじめの防止等の対策のため以下の図のように組織を編成し、組織対応を行っていきます。

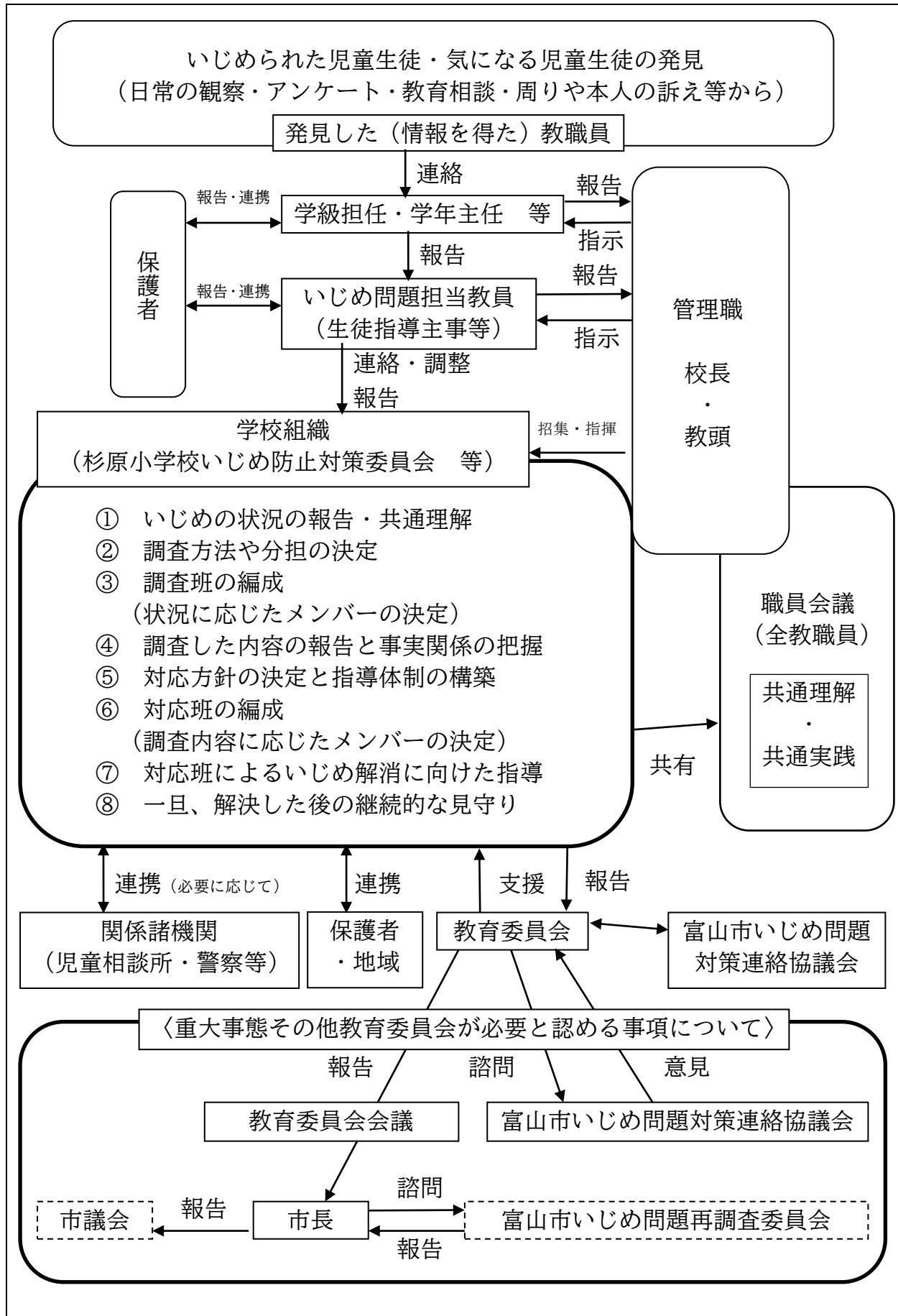
【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



※ 必要に応じて幼稚園・保育所や中学校との情報交換を行う。

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	←-----→				
	いじめ対策委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通 理解	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施			
		PTA 総会及び 学年懇談会での保護者啓発 (いじめ動画の視聴)		いじめ問題に関する 職員研修会	
	職員会議				
未然防止への取組	いじめ 実態把握調査	① 学級・学年づくり・人間関係づくり (運動会・異学年交流活動・宿泊学習等)			
		児童会による未然防止に 向けた自治活動			
早期発見への取組		第1回学校評価 アンケート実施			
		いじめアンケート			
		教育相談①			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	←-----→						
	いじめ対策委員会 実施② ・情報共有 ・2、3学期の指 導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施			いじめ対策委員会 実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直 し	
未然防止への取組	②学級・学年づくり・人間関係づくり (異学年交流活動・宿泊学習等)			③学級・学年づくり・人間関係づくり (異学年交流活動・学習発表会等)			
			「人権週間」の取組			道徳・特別活動 計画へ生かす	
早期発見への取組		いじめアンケート			いじめアンケート		
		教育相談②			教育相談③		
		第2回学校評価 アンケート実施					

【表2 いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校 長		総 括		
教 頭		招集・指揮		
教務主任			対応班	
生徒指導主事		調査班		
スクール カウンセラー			対応班	
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭（助教諭）		調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の発生と調査

###### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。学校が調査の主体になる場合調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもあります。
- ・いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりする

ことで重大事態の調査とする場合もあります。

- ・学校は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告することもあります。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とします。
- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にしていきます。
- ・被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保して行います。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条 2

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認します。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやま

- ちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図ります。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）に照らして適切に判断します。
  - ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。
  - ・調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、必要に応じて、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
  - ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。